

埼玉県市町村支援事業による生活困窮者自立支援制度人材養成研修

実施要綱

1 事業目的

生活困窮者の自立を促進するため、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題の評価・分析、自立支援計画（以下「プラン」という。）の策定、プランに基づく各支援の提供をはじめ、地域の関係機関とのネットワーク構築、社会資源の活用・開発等を行うため、相談及び就労等の支援技術を習得することにより、自立相談支援事業に従事する者の資質の確保・向上を図ることを目的とする。

2 事業内容

自立相談支援事業等に従事する者等の支援の専門性を十分に高めるために、自立相談支援事業等に従事する者に対し、研修を行う。

(1) 主任相談支援員養成研修

ア 研修対象者

自立相談支援事業において主任相談支援員として配置されている者のうち、原則として、主任相談支援員にかかる国研修（前期研修）を当年度以前に受講した者。

なお、対象者の選定に当たっては、以下の①から③までのいずれかに該当する者であることを考慮の上、検討すること。

- ① 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師として保健、医療、福祉、就労、教育等の分野における業務に5年以上従事している者であり、かつ、生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に3年以上従事している者
- ② 生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に5年以上従事している者
- ③ 相談支援業務に準ずる業務として、実施主体である地方自治体の長が認めた業務に5年以上従事している者

イ 研修内容

別添「生活困窮者自立支援制度人材養成研修カリキュラム」の(1)及び(3)に基づき養成研修を実施するものとする。

(2) 相談支援員養成研修

ア 研修対象者

自立相談支援事業において相談支援員として配置されている者のうち、原則として相談支援員にかかる国研修（前期研修）を当年度以前に受講した者。

なお、対象者の選定に当たっては、相談支援業務に従事している者（これまで従事していた者も含む。）など、生活困窮者への相談支援を適切に行うことができる人材であることを考慮の上、検討すること。

イ 研修内容

別添「生活困窮者自立支援制度人材養成研修カリキュラム」の(1)及び(2)に基づき養成研修を実施するものとする。

(3) 就労支援員養成研修

ア 研修対象者

自立相談支援事業において就労支援員として配置されている者のうち、原則として就労支援員にかかる国研修（前期研修）を当年度以前に受講した者。

なお、対象者の選定に当たっては、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援業務に従事している者（これまで従事していた者も含む。）など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であることを考慮の上、検討すること。

イ 研修内容

別添「生活困窮者自立支援制度人材養成研修カリキュラム」の(1)及び(4)に基づき養成研修を実施するものとする。

3 実施時間数

各研修について、2日間（10.5時間以上）とする。

4 共通事項

各研修事業の実施に当たり、以下のとおり共通事項を定める。

(1) 実施主体

実施主体は、県とする。なお研修事業は、自立支援専門員事業等業務の受託事業者（以下「受託事業者」という。）に委託して実施する。

(2) 修了証書の交付

受託事業者は、研修修了者に対して修了証書を交付するものとする。

(3) 修了者名簿の管理

受託事業者は、研修事業実施期間中、研修修了者について、修了証番号、修了年月日、氏名、所属等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するものとする。なお当該名簿は、当年度の研修事業終了後、県に提供するとともに、受託事業者が次年度の研修事業を受託しないこととなった場合においては、確実に全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じることとし、物理的な破壊又は磁気的な破壊を確実に行うこと。

(4) 実施上の留意点

ア 研修日程、研修受講者の対象人数等については別途定める。

イ 受託事業者は、「埼玉県生活困窮者自立支援制度研修企画運営実施要領」（平成31年4月24日付け社福第171号）に基づき開催する研修企画会議と連携して研修を実施するものとする。乙は「自立相談支援事業の手引き（平成27年3月6

日付け社援地発 0306 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知別添 1)」に基づき業務を実施するものとする。研修の内容については、座学中心の研修ではなく、事例検討やグループワーク、意見交換会等、参加型研修を導入し、受講者同士の交流を図ることができるように配慮する。

ウ 各研修の修了者については、必要に応じて次年度以降の県研修で講師を務めていただくなど、研修で学んだ知識や技能等について、積極的に関係者に伝える機会を設けるものとする。

附 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(別添)

生活困窮者自立支援制度人材養成研修カリキュラム

(1) 職種共通養成研修カリキュラム

| 科目 | 主な内容 |
|------------------------------------|---|
| 生活困窮者支援の基本的考え方 (生活困窮者自立支援制度の理念) | 制度の理念や目的、自立相談支援事業や任意事業といった生活困窮者自立支援制度の基本について学ぶ。 |
| 支援員に求められる基本倫理と基本姿勢 | 支援の基本となる行動倫理を踏まえて、支援員が身につけるべき基本倫理と基本姿勢を学ぶ。 |
| 生活困窮者支援に必要と考えられる視点 | 相談者が抱える課題の特性を踏まえた支援を行うため、相談者の特性別に支援の考え方、留意点等を学ぶ。 |
| 地域づくり | 制度において地域づくりが求められている理由や多様な社会資源が地域に存在していることを学ぶ。 |
| 個別支援の基本と相談支援の展開(概論) | 相談支援の基本となる考え方と、インテークから終結までの支援プロセスにおいて支援員が大切にすべき視点や考え方、帳票類の活用について学ぶ。 |
| 就労支援の実施方法 | 多様な働き方があることを踏まえて就労支援を行う必要があることを学ぶ。 |

(2) 相談支援員養成研修カリキュラム

| 科目 | 主な内容 |
|-------------------|--|
| 相談支援の基本的考え方 | 相談支援の基本的な考え方と帳票類を活用する意義について、職種共通養成研修カリキュラムで学んだ内容を再度確認する。 |
| 対象者の特性を踏まえた支援のあり方 | 対象者の特性を踏まえた支援の考え方と留意点等について学ぶ。 |
| 個を支える地域づくり | 地域を基盤とした相談支援のあり方と、生活困窮者を通じた地域づくりの基本的な考え方について学ぶ。 |
| 相談支援の展開 | 支援プロセスにおいて支援員が大切にすべき視点や考え方と各種帳票の活用方法について実践的に学ぶ。 |

(3) 主任相談支援員養成研修カリキュラム

| 科目 | 主な内容 |
|------------------|---|
| 主任相談支援員の役割 | 自立相談支援機関内及び地域でのリーダー的な存在として、主任相談支援員が果たすべき役割、期待される機能について学ぶ。 |
| 職員の資質向上と職場づくり | 職員の育成・教育やスーパービジョンにおける主任相談支援員の役割について学ぶ。 |
| 支援困難事例の検討 | 支援困難事例の検討において必要な視点と、対応に際して主任相談支援員に求められる役割について学ぶ。 |
| 生活困窮者支援を通じた地域づくり | 生活困窮者支援を通じた地域づくりの考え方について学ぶ。 |

(4) 就労支援員養成研修カリキュラム

| 科目 | 主な内容 |
|---------------------|---|
| 就労支援の基本的考え方 | 就労支援の基本的な考え方を理解し、多様な働き方があることを踏まえて就労支援を行う必要があることを学ぶ。 |
| 就労支援で基本的に押さえておきたい知識 | ハローワークの事業や労働市場の状況、労働法等について学ぶ。 |
| 多様なメニュー作り | 就労支援における多様な支援メニューの必要性と準備・開発の方法について学ぶ。 |
| 企業へのアプローチ | 企業開拓と企業支援の具体的な方法について学ぶ。 |

※研修時間は、(1)と(2)～(4)のいずれか1つを合わせて10.5時間以上とする。